

会議録

| | |
|--|---|
| 会議の名称 | 男女平等参画推進委員会 平成20年度 第2回 |
| 開催日時 | 平成20年9月10日（水曜日） 午後7時から9時まで |
| 開催場所 | 田無庁舎3階 庁議室 |
| 出席者 | 委員：池田委員、青木委員、渡辺委員、富田委員、蚊野委員、中村委員、 角田委員、高木委員、北條委員、虎頭委員 事務局：飯島課長、寺嶋係長、岩田主査、インテージ2名 欠席：荒井委員、西山委員 傍聴：なし |
| 議題 | 1 第1回西東京市男女平等参画推進委員会会議録の確認 2 第2次計画案検討 3 その他 1. 次回 10月8日（水曜日）午後7時～9時 イングビル第3会議室 |
| 会議資料の名称 | 資料No.1 第1回西東京市男女平等参画推進委員会会議録 資料No.2 重点取り組み検討資料 資料No.3 計画案への委員意見 資料No.4 男女平等推進センター基礎学習講座ちらし |
| 記録方法 | 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| <p>開会</p> <p>1 <u>第1回西東京市男女平等参画推進委員会会議録の確認</u></p> <p> 委員長： 第2回西東京市男女平等参画推進委員会を開催する。 まず前回の会議録の修正等の確認をお願いする。</p> <p> 事務局： 事務局発言の内、読み取りにくい言い回しについて、修正を提案。</p> <p> 委員長： 会議録は承認とする。</p> | |

2 第2次計画案検討

委員長：

今日は、重点施策の見直しと、検討後に出された意見等の検討がある。まず重点施策の確定をする。事務局から説明をお願いします。

事務局：

重点項目について、どの項目を重点にするかを今回で決定したい。次回には計画素案を中間まとめとして提出いただき、市で秋口のパブリックコメントにかけたい。市民の意見を聞く期間中は、平成19年度の計画の評価を検討いただき、その後、市民意見を踏まえた議論をしていただく予定である。

委員長：

「担当課別重点施策数」の表でそれぞれの柱に応じた重点施策の数、どの担当課が担うのかバランスを見ながら検討したい。重点施策を確定するにあたり、基準を決める。現在の重点項目は網掛けになっており、それが妥当か妥当でないか、新たに重点施策とするものが表になっている。複数をつけているものに関しては重点施策に取り上げていいのではないか。それを確定していく。

まず男女平等意識づくり「情報誌の作成・配布」はこのまま採用でよいか。

委員：

変更したほうがいい重点項目だけを提出した。これは である。

委員長：

「情報誌の作成・配布」は重点を継続する。次に「男女平等の視点にたった各種講座の開催」だがこれは3.にも掲載で継続とする。「男女平等の視点をもった本・絵本・児童書の紹介」について、意見をお願いします。

委員：

並んでいるものを見た時「男女平等の…」は重点という程でない。

委員：

ジェンダーの視点は幼いうちから意識啓発の意味で必要である。

委員：

同意見であり、小さいころから意識啓発をしたほうがよい。

委員長：

重点施策継続とする。「こども総合支援センターの充実」と「地域での福祉にかかわる相談・情報提供体制の充実」は皆 なので継続とする。「多様な主体による効果的・効率的なサービス提供の促進」について、意見をお願いします。

委員：

他の取り組みは何をすべきかのサービスが明確であるが、ここは抽象論でまとめられ

ており、サービスを受ける側も何が重点なのかわからず×とした。

委員：

「多様な主体」は何を指すのか。

事務局：

介護制度はNPOも含め民間事業者をお願いしており多様な主体で行っていかざるを得ない。行政が担うのではなくサービスの主体は介護保険事業者やNPO法人である。あえて「多様な主体」と言わずとも行ってはいるが、より効果的・効率的にサービスが提供できればよいという意味である。ただし市で地域福祉計画を作っており調整は必要である。

委員：

多様な主体とは民間やNPOの介護事業者であり、そこが効果的・効率的なサービス提供を促進するという意味である。生活福祉課はそれをチェックするが、サービスを具体的に提供するの民間事業者である。

事務局：

行政が出来ることは、業者を選ぶなど有り得るが、一定の基準の中でやらざるを得ない介護サービスについて、枠を越えた調整が必要である。

委員：

今の意味でいうと重要であり前言撤回する。

委員長：

ここは承認とする。次に「保育付き女性の就労...」「市内企業に対する男女平等」「女性委員登用率の向上」「女性相談の充実」「民間シェルターへの運営費の補助」は継続とする。「暴力に関する市職員・教員への啓発・研修」について、意見をお願いする。

委員：

市職員や教員が対象であり、そこまで言わなくてもいいのではないか。

委員長：

教員や公務員の場合何か起こると新聞等で大きく取り上げられ、徹底していないのではないと思われる部分がある。理屈として理解していないと思わない。

委員：

私の学校を見ていると、男性教員がセクハラ発言しているところなど見かけない。重点施策と言われるほど、学校は荒れている職場ではない。

委員：

当初から重点施策になっている。本人がするかしないかではなく、児童や市民と向き

合うとき、どういう意識を持ち、二次被害にならぬようケアが出来るかということだと理解している。

委員：

教員は子どもたちの表情や服装、あざの有無など観察する。最近おかしいと感じたら子どもを呼び尋ねるが、今みたいな視点は必ず入っており、重点施策にしなくてもいいのではないか。

事務局：

「暴力に関する市職員…」とあると、教員たちが指導を受ける感じがするので「未然防止」など、言葉を変えてもいいのではないか。誤解を招く。

委員長：

当事者としてではなく指導者としてという意味だが、この言葉では教員や職員自身が、と受け取れる。今から言葉を修正して重点施策としたい。

「暴力の防止に関する…」と言葉を修正し重点を継続とする。

事務局：

「民間シェルター…」 「緊急一時保護…」であるが、民間シェルターへの補助金は昨年度から予算が付き、市からお金を払っている。緊急一時保護の宿泊施設についても1つは社会福祉法人の母子保護施設と契約が出来ている。緊急一時的にホテルに宿泊する時も補助金をつけた。実施されており、重点という意味から外してほしい。逆にデートDVの啓発などを重点にしてほしい。検討いただきたい。

委員長：

「民間シェルター…」と「緊急一時…」は既に実施しており、継続はするが重点から外すということではどうか。その代替りのものについては後で議論する。

委員：

民間シェルターは年間20万円の予算である。一時宿泊費支援は重点でなくともよいが、シェルター運営費の補助は、十分な助成支援のためのケアなどであり、まだ残しておいてほしい。

委員長：

民間シェルターへの補助金は都で2番目の金額が出ているようだが、重点施策として残す。

事務局：

現在民間シェルターが協議会を作っており協議会にお金を払っている。都下ではトップクラスの補助金額であるが、今以上に増やすのは現段階では難しい。重点イコール次の5年間で予算が膨らむとは理解しないでほしい。

委員長：

柱15には重点施策がないが、新たな重点候補があるので、意見ををお願いしたい。

委員：

15男女平等推進センターの充実は新しく出来た施策であり、何を重点とするかで3つ選んだ。女性相談の充実は11の再掲であり問題ないと思う。

委員長：

女性相談の充実は重点項目である。

「市民・団体・NPOのネットワークづくり」について意見ををお願いする。

委員：

パリテが活発に活動できるには、市民・団体・NPOのネットワークづくりが重要ではないかと考えた。

委員長：

他に意見ないか。「市民・団体・NPOのネットワークづくり」を重点施策とする。次に16庁内推進体制の整備で「条例設置検討委員会の設置」に がある。

委員：

第20回の推進委員会で重点にしなくてもいいと発言があったが、あるワークショップに参加した際、大阪のドームセンターが潰されそうになったのが阻止できたのは条例があったから守られたと聞いた。 プランはあっても条例がないと確固たるものがないので重点としてあげ、早く制定されるよう願う。

委員長：

条例となれば法的な根拠となる。重点施策とすれば本気で作ってほしいところであるが。

委員：

重点施策にしておかないと恥ずかしいことである。活動の根幹を成すところであり大事なところである。

委員：

重要性はよくわかる。東京都の女性財団が潰されたのも、条例に財団の位置づけがなかったからという経緯もあり実感としてわかっている。それだけに計画に書いてあるのが重要である。それを重点として特化すると上手くいかなくなるときもある。時期を見てどう具体化するかである。

事務局：

この計画の中で「検討委員会の設置」でも載った意義は非常に大きく、中で議論が出るテーマである。重点にしなくとも、関心を持ってもらえる。

委員：

これはいつから載っているのか。

委員：

この会で、まずは検討委員会を起こして始めようと決めた言葉である。

委員：

重点の重点化、担当課も偏っており、全体のバランスを見て をつけた。

委員長：

言葉に必ず設置してほしいという意図は入っており、施策としては重点ではなくとも、とりあえず一歩進め、西東京市で男女平等の条例の制定というところまで進めるよう、これは継続ではなく保留とする。

17ページ「ガイドラインの早急な作成」についていかがか。

委員：

他でもガイドラインを作ったほうがいいとあった。ガイドラインがある事で職員の意識が変わるのではないか。評価の際も無関心ではなく敵対的なものも見受けられたので、底上げに大事ではないかと にした。

委員：

その意見に同感で にした。私は施策に1つという原則で重点目標を考えた。

委員長：

他の人はどうか。異議なしなので重点とする。

保留としていたものを確認していく。1ページ「小冊子等の作成・配布」について。

委員：

自分の中で原則を立てただけであり、他の委員がよければ構わない。

委員長：

「小冊子…」は重点を継続する。2ページ「男女混合名簿実施」はどうか。

委員：

xというのは をより尊重するという意味でつけた。

委員長：

私の は、西東京市が本当に積極的・意欲的に出来るのなら重点で行ってほしいが、男女混合名簿の解釈にしても、何が何でも男女混合名簿にしなくてはならないという考え方と日常的には男女混合名簿を使用し、性別で分けざるを得ない時、性別で分けた方が便利な場合もある。いつも男が先という今までの名簿のあり方を考える面ではよいが、重点とする際、総論的で難しいと思い にした。

委員：

男女混合名簿だけにすると中学では科目・種目により違う。意識の中で不平等とか平等に扱うという観点では、学校・子ども・保護者はみな、性別や役割を押しつけるという考えの人はおらず、指導の場面では使いやすいもので行うが、そこに焦点を当てられるとやりづらい。

委員：

混合名簿に限らず、ジェンダーのいろいろな意味での物の考え方が、底上げされてきたが、男女混合名簿は試金石である。はつけたが、柔軟に対応すべきという意識はある。ただ外していいのか、教育の中の男女平等は何を柱とするのか考えた。

委員：

計画に載っているだけでも学校現場に対してメッセージは伝わる。平成24年から始まる中学校の新しい指導要領は女子も武道をし、男子もダンスがある。実際に家庭科は男女で裁縫、調理もする。実際の授業で始まっており、あえて重点とする必要はない。

委員長：

象徴的なターゲットとなってきた。ベースは男女混合名簿が当たり前であるが、いついかなる時もというものではない。

委員：

朝の出欠は、小学校は男女混合名簿だが、中学になると男子が先である。

委員：

大人だけが意識しており、子どもは意識していない。

委員：

男女混合名簿が重点となっていたからといって問題にはならない。

委員長：

では重点として残す。次「発達に応じた性教育の充実」だが、「発達に応じた」というところが微妙でいつも問題になる。

委員：

私は、今問題になっているからこそ、メッセージとして残した。

委員長：

重点を継続とする。次の「男女平等教育…」はどうか。

委員：

施策は「保護者・保育士・教員」であるのに、取り組みではなぜ管理職が突然出てくるのか。

事務局：

実は事務局で整理中にも議論になった。教育委員会担当の施策であり、教育委員会の施策で管理職とは、校長・副校長となる。施策の内容が教員や保育士に対する研修を実施する取り組みであり、施策自体が先生を対象としている。

委員：
教員という単語には管理職が含まれる。

委員：
管理職という言葉が校長・副校長と読めない。

委員長：
管理職を外し、教員のみにするか。

一同：
はい。

委員長：
重点項目とする。3ページ「男性の育児参加を促す啓発資料の作成・配布」に進む。

委員：
継続と拡充の違いがあった。また、今の西東京市というところにおいては、「父親の育児休業…」を一步進めていいのではないかと考えた。

委員：
以前育児休業に関しては、企業のほうがこのような制度を作れるかが非常に大きく、そこに市がどう関わっていけるかという議論があった。これを市の重点としても、西東京市に住んでいても会社が市外にあった場合、どう啓発するか難しいという議論であった。

委員長：
「男性の育児参加…」を重点とし、継続する。4ページ、入所枠拡充よりショートステイが重点として妥当としているがどうか。

委員：
最近いろいろな情報で、病児保育や休日保育が出ており、入所枠拡充も大事であるが、少し先を見るという意識で選んだ。入所枠拡充に反対ではない。

委員長：
「保育園の入所枠拡充」と「ファミリー・サポート・センターの充実」は重点として継続する。委員は、数を減らし、重点をちゃんと重点施策としてほしいという意見だが、希望者が多いので継続とする。「地域のささえあい…」に進む。

事務局：

福祉の関係では「地域福祉計画」を同年次で作り始めており、審議会で議論をしている。こちらの計画とすり合わせが必要である。地域のささえあいネットワークは、西東京市はかなり進んでおり、今回も重点にした場合、福祉側がこれから何をするのかという話にもなりかねないので福祉部署と調整する。

委員長：

状況を見るということで「地域のささえあい...」は重点から外す。

10ページ「男性向けのきめこまかい意識啓発」は抽象的であり具体的に何を行うか課題となるが、重点として継続する。11ページ「各種関連機関・専門家...」はどうか。

委員：

敢えて をつけなかった。

委員：

あまりにも当たり前過ぎるので重点とならないと思う。

委員長：

今の意見で他に何かないか。

委員：

実際連携しているのか事務局に伺いたい。

事務局：

連携し行っている。逆に連携しないと進まない。例えば虐待やDVなど、全部を市で解決出来るわけではなく、各専門機関等にパイプ役になってもらっており、一つでも欠けると手遅れになるケースもある。連携しないと解決にはならない。

委員：

1次は5年前の計画であり、対応も十分充実し変わってきている。

委員長：

これは重点から外してよいか。重点から外す。

13ページ「発達に応じた性教育の充実」と、14ページ「ショートステイ・トワイライトステイサービスの検討」は重点を継続する。新たな重点案や1人の委員のみが挙げたものが残っている。改めて意見をいただき、他の委員が賛成するなら検討するがどうか。

委員：

ワークライフバランスの「男性市職員の育児休業取得の啓発」を重点としてほしい。公的機関がしっかり取得すると民間も追随するので、検討いただきたい。

委員：

私も新たに をつけたいと考えていた。歴史的にも田無は全国に先駆けて行った。新

しく項目を立ててよいなら重点とすることで何よりの意識啓発になる。

委員長：

先ほど育児休業の啓発が一般論としてあった時は、行政としては及ばない、法や国の制度という事であったが、これは行政の中で出来る。

事務局：

実際に取得する職員もいる。職員間の情報発信コーナーでは取り上げている。また職員組合では、共働きの男性がいかに家庭の中で子育てに関与しているかなど、インタビューなども行っている。啓発は出来る。

委員長：

重点施策を厳選する場で増やす意見が出たが、これは重点としていいか。では重点とする。他に積極的意見はないか。

委員：

2ページの教育・学習の推進に3項目、重点項目があるのは多くないか。

委員長：

皆の意見で重点とした。重点施策の見直しと確定は以上とする。計画案の文章だが、どうするか。

事務局：

文言訂正の軽微なものがある。一度施策内容は議論をいただき修正等終わっているが、その過程で保留になっていたものと、その後意見いただいたものをまとめた。一部は単純に文言整理である。

委員長：

宿題として次回までに見てきていただき、異議なしのもの、議論あるものを確認してきてほしい。単純なものはそのまま決定する。見てきてほしい。

事務局から何かあるか。

事務局：

「ワークライフバランスってなに？」というちらしを配布した。企画運営委員会が設置され、8人の市民がセンターの企画運営・講演・情報誌の発行等を行っている。来月講演とワークショップ行うを予定である。

もう1点、重点項目も決まり体系も固まってきた。次回の会議は今までの会議の集大成を示したい。そこをチェックいただき、この委員会からの中間まとめとして市に提出いただく。それを受け庁内で議論し、11月以降に市民説明会等を行い、市民の意見をいただいて最終まとめとする。今回は中間の節目として資料を用意する。

委員長：

今回は10月8日インゲビル 第3会議室となる。

事務局：

11月～12月は実績評価をお願いしたいが、グループ分けはどうか。

委員長：

これまでは柱ごとグループに分かれて評価してきた。どうか。

委員：

基本的にはグループ継続でよいと思うが、私は1人なので偏りが出る。

委員長：

グループで行い、メンバーはチェンジする方法もある。

委員：

基本的には前回のグループが継続するのがよい。

委員長：

若干移動がある。基本的にはグループを作り、メンバーが変わったところだけ再考する。

事務局：

定数があるので新たな委員の交渉をしているが、難航している。

委員長：

今日の会議は以上とする。

閉会